

西区役所

補助作業（行政）会計年度任用職員

登録者募集要項

令和7年2月3日

西区役所総務課

西区役所では、事務事業の執行が一時的に増加するなど、一時期短期間に職員の増加を必要とする場合等に勤務していただく、「西区役所補助作業（行政）会計年度任用職員」（アルバイト）の登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を西区役所総務課（総務）までご提出ください。

任用を必要とする業務が生じた際、登録いただいた方の中から条件の合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

**※ 登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。**

---

## 1. 業務内容（希望する業務を選択してください。）

### A 業務

- ・ 事務資料等の点検・整理・編綴
- ・ 事務資料等の複写・配付作業
- ・ 郵便物の収受・発送・仕分け作業
- ・ システム入力作業
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

### B 業務

- ・ 期日前投票の用紙交付事務
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

## 2. 登録資格

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法（抜粋）<欠格条項>

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### **3. 任用期間**

任用開始日から 2 か月以内（延長はありません）

### **4. 勤務条件等**

#### **(1) 勤務時間**

1 日あたり 7 時間 45 分以内、1 週間あたり 30 時間以内

#### **(2) 勤務場所**

西区役所（西区新町 4 丁目 5 番 14 号）

#### **(3) 報酬等**

時間額：1,308 円

日額：9,813 円（1 日あたり 7 時間 30 分 週 4 日勤務）

7,853 円（1 日あたり 6 時間 週 5 日勤務）

※ 上記報酬は令和 6 年 12 月 1 日時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します。

※ **勤務条件等は、従事する業務・期間等により異なります。**

### **5. 服務事項**

採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され次の場合は、懲戒処分の対象となります。

- (1) 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

### **6. 登録の申込方法**

#### **(1) 申込方法**

西区役所ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項を全て記入し、封筒の表（おもて）に「会計年度任用職員応募」と朱書きし西区役所総務課（総務）へ送付もしくは持参してください。

(ア) 西区役所補助作業（行政）会計年度任用職員採用申込書…1 通

※ 過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

(イ) 申し立て書…1 通

※ 提出書類は一切お返しえません。

※ 申込書に記載の個人情報は、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません。

※ 上記(ア)及び(イ)の書類は西区役所総務課でお渡しすることも可能です。

- ※ 送付物の未到達事故等には責任を負いかねますので、簡易書留等の送達記録の残る方法により送付ください。
- ※ 申込や必要書類のお渡しは次の時間のみ可能です。

[月曜日から金曜日の 9 時～17 時(12 時 15 分から 13 時は除く)。土・日・祝、12 月 29 日から 1 月 3 日は除く。]

(2) 受付期間

随時

(3) 名簿への登録

申込書等受領後、補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登録します。名簿の中から、必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は名簿登載時点からその年度の 3 月 31 日までとなります。また、登録者からの登録解除の依頼がない限り、有効期間末日の翌日から起算して 2 年間延長します。

(5) 登録の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず西区役所総務課あてご連絡ください。

※ 登録後任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

## 7. 登録後の面接等の連絡

面接の日時や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて申込書記載の連絡先に行います。必ず日中（概ね 9 時～17 時の間）に連絡のつく連絡先をご記入ください。)

※ 登録いただいたても、登録期間中(名簿登載時からその年度の 3 月 31 日)にすべての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

## 8. 選考方法

面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あて通知します。

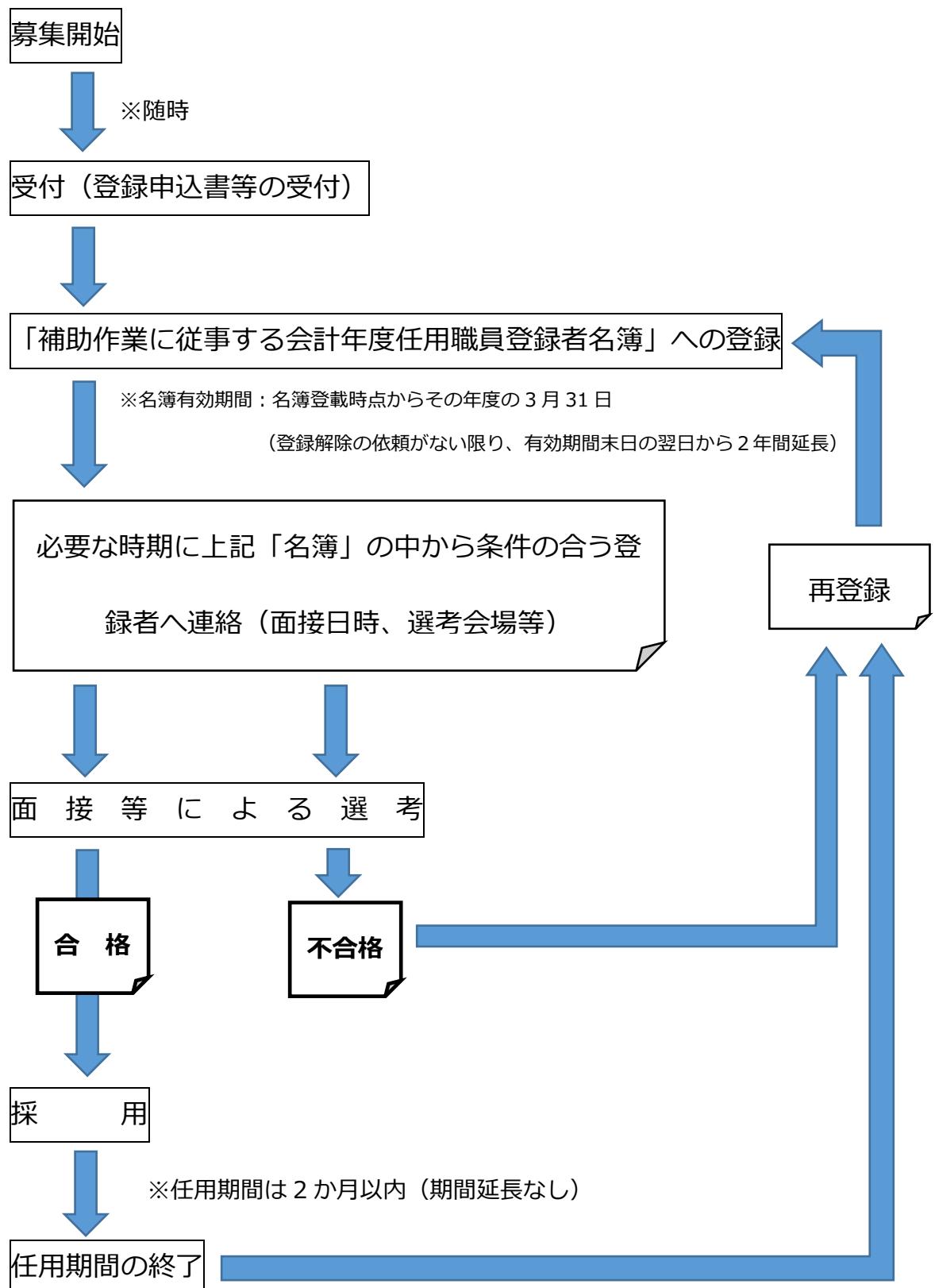
## 9. 登録申込みと問合せ先

西区役所総務課（総務）【西区役所 5 階】

〒550-8501 大阪市西区新町 4 丁目 5 番 14 号

電話：06-6532-9625 担当：北野・小川

## 登録から採用までの流れ



※ 名簿から削除の依頼がなければ名簿に再登録します。

※ 引き続きの採用はできません。次回の採用候補となるのは、任用期間満了日から1か月経過後となります。ただし、その間に本市にて雇用された場合は採用候補となることはできません。